

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る  
建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定事務処理要領（抜粋）

制定 平成 28 年 3 月 15 日  
最終改正 平成 29 年 3 月 17 日  
山口県土木建築部建築指導課

第一章 総則

（目的）

第 1 条 この要領は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 29 条第 1 項に定める建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（以下「性能向上計画認定」という。）及び第 36 条第 1 項に定める建築物のエネルギー消費性能に係る認定（以下「基準適合認定」という。）に係る事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この要領において使用する用語の意義は、法に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによる。

- 一 申請者 性能向上計画認定又は基準適合認定を受けようとする者をいう。
- 二 認定申請 性能向上計画認定又は基準適合認定に係る申請をいう。
- 三 審査機関 法第 15 条第 1 項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録判定機関」という。非住宅用途の建築物の審査に限る。）又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号。以下「品確法」という。）第 5 条第 1 項の登録住宅性能評価機関（以下「登録評価機関」という。住宅用途の建築物の審査に限る。）をいう。
- 四 審査機関等 審査機関及び所管行政庁
- 五 技術的審査 性能向上計画認定においては法第 30 条第 1 項に定める基準、基準適合認定においては法第 2 条第 3 号に定める基準への適合に係る審査をいう。
- 六 適合証等 山口県使用料手数料条例（昭和 31 年山口県条例第 1 号）別表一の 8 の表三十三の五項の「誘導基準適合証」、「適合証」及び「知事が別に定める書類」をいい、別表に定める適合証等の欄のいずれかの書類をいう。
- 七 市町長 性能向上計画認定申請に係る建築物が所在する市町の長をいう。
- 八 土木建築事務所長等 認定を行う土木建築事務所長及び土木建築部建築指導課長をいい、それぞれの所管区域及び取り扱う建築物は、「建築主事の所管区域等」（平成 2 年山口県告示第 305 号）の定めるところによる。
- 九 完了報告書 法第 30 条（法第 31 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による認定を受けた建築物の建築工事が完了した旨の報告書（別記様式第 1-7 号）をいう。
- 十 検査済証等 建築基準法第 7 条第 5 項又は同法第 7 条の 2 第 5 項又は同法第 18 条第 18 項に規定する検査済証の写し若しくは建築工事を伴わない場合の建設工事の受注者による発注者への工事完了の報告書

(事前審査)

第3条 申請者は、認定申請に先立ち、別表に定める適合証等に関し審査機関等による審査を受けることができる。

## 第二章 性能向上計画認定の事務処理

(申請書等の提出)

第4条 法第29条第1項に係る性能向上計画認定申請書又は法第31条第1項に係る性能向上計画変更認定申請書(以下、この章において「申請書等」という。)は、市町長を経由し、土木建築事務所長に提出するものとする。

- 2 申請書等の提出部数は、次の各号のとおりとする。
  - 一 適合証等を添付する場合は、正本1部、副本1部
  - 二 適合証等を添付しない場合は、正本1部、副本2部
- 3 申請書等の様式、添付図書、記載事項等は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下「規則」という。)による。なお、規則第1条第1項に定める添付図書のうち、所管行政庁が必要と認める図書は、事前審査を受けた場合は、適合証等及び適合証等の審査に係る副本(写しでも可)とする。この場合において適合証等の原本は、第2項第1号に定める副本に添付するものとする。
- 4 申請書等に併せて、認定申請に係る建築物の建築確認を受けることを申し出る場合は、第3項の図書に加え次の各号の図書を提出するものとする。
  - 一 建築基準法第6条第1項に規定する建築確認申請書1部(建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第1条の3の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、同条に規定する図書の種類ごとの明示すべき事項について第3項の添付図書に明示したときは、当該図書を添付しないことができる。)
  - 二 建築基準法第15条第1項に規定する建築工事届又は建築物除却届1部
  - 三 建築基準法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定を要する場合は、同条第4項に基づく通知書又はその写し1部

(市町長の受付)

第5条 (略)

(申請書等の審査)

第6条

1～8 (略)

- 9 第7項の認定を受けた者又は性能向上計画認定建築物の譲渡を受けた者(以下「認定建築主等」という。)は、当該建築物が法の規定によるエネルギー消費性能適合性判定又は届出をしなければならない建築物に該当する場合で、当該建築物の所有関係に変更が生じた場合においては、別記様式第1-9号による認定建築主等変更届を提出するものとする。この場合において、土木事務所長

等は、当該届の写しを所管部局に通知するものとする。

10～12 (略)

(工事完了後の手続き)

第7条 認定建築主等は、法第30条の規定による認定を受けた建築物の建築工事が完了した場合は、第2条第9号の完了報告書及び同条第10号の検査済証等を添えて、土木建築事務所長に提出するものとする。

2 (略)

(認定の取消し)

第8条 (略)

### 第三章 基準適合認定の事務処理

(申請書等の提出)

第9条 法第36条第1項に係る基準適合認定申請書(以下この章において「申請書等」という。)は、土木建築事務所長に提出するものとする。

2 申請書等の提出部数は、次の各号のとおりとする。

一 適合証等を添付する場合は、正本1部、副本1部

二 適合証等を添付しない場合は、正本1部、副本2部

3 申請書等の様式、添付図書、記載事項等は、規則による。なお、規則第7条第1項に定める添付図書のうち、所管行政庁が必要と認める図書は、次のとおりとする。

一 建築物の構造等を確認した旨の報告書(別記様式第2-1号) 申請書等に記載した事項が現況の建築物の構造及び設備と相違ないものであることを確認した旨の報告書

二 適合証等 事前審査を受けた場合は、適合証等及び適合証等の審査に係る副本(写しでも可)。この場合において、適合証等の原本は、第2項第1号に定める副本に添付するものとする。

(申請書等の審査)

第10条 (略)

(認定の取消し)

第11条 (略)

### 第四章 その他

(文書の保存期間)

第12条 (略)

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表（適合証等）

認定制度	対象建築物	適合証等	審査機関等
性能向上 計画認定	全ての建築物	誘導基準適合証（法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類。）	第2条第3号で定める審査機関（登録判定機関又は登録評価機関※）
	一戸建ての住宅、共同住宅等、複合建築物のうち住戸の部分	品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5に適合している場合に限る。）の写し。	登録評価機関
	一戸建ての住宅、共同住宅等、複合建築物のうち住戸の部分（法施行の際現に存するもの）	品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に基づく一次エネルギー消費量等級4又は等級5に適合している場合に限る。）の写し。	登録評価機関
基準適合 認定	全ての建築物	適合証（法第2条第3号に掲げる基準に適合していることを証する書類。）	第2条第3号で定める審査機関※
	非住宅建築物	法第12条第6項に規定する適合判定通知書の写し及び建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項又は同法第18条第18項に規定する検査済証（以下「検査済証」という。）の写し。	登録判定機関又は所管行政庁
	全ての建築物	法第30条に基づく性能向上計画認定に係る同法施行規則第3条第2項の通知書（棟全体の認定に係るものに限る。）の写し及び検査済証の写し。	所管行政庁
	全ての建築物	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項に基づく認定に係る同法施行規則第43条第2項の通知書（棟全体の認定に係るものに限る。）の写し及び検査済証の写し。	所管行政庁
	一戸建ての住宅、共同住宅等	品確法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4又は等級5に適合している場合に限る。）の写し。	登録評価機関
	一戸建ての住宅、共同住宅等（法施行の際現に存するもの）	品確法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に基づく一次エネルギー消費量等級3、等級4又は等級5に適合している場合に限る。）の写し。	登録評価機関

※複合建築物の適合証等に係る審査機関は、登録判定機関かつ登録評価機関であるものに限る。